

全ト協発第317号(環)

平成25年10月3日

各都道府県トラック協会会長 殿

(公社) 全日本トラック協会  
会長 星野良三



## 「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」の一部改正について

平素は、当協会の業務運営に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省より、別添のとおり「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」の一部改正の通知がありました。今回の改正では、事故発生日から30日を超えた日において新たに重傷者等に該当することを「知った」場合について、その時点から遅滞なく報告書を提出できるように措置されました。

つきましては、別添の参考資料をご覧ください、本件に関してご承知いただくとともに、貴協会傘下の会員事業者への周知をお願い申し上げます。

### <問い合わせ先>

交通・環境部 齋藤(晃)、吉田

TEL: 03-5323-7243 (ダイヤルイン)





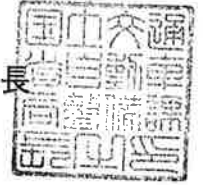
国自安第153の2号  
国自整第176の2号  
平成25年9月20日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長



自動車局整備課長



「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」の一部改正について

標記について、本日付けで、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会等においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
地車第 44号	地車第 44号
地備第 57号	地備第 57号
平成元年 3月29日	平成元年 3月29日
一部改正 自環第 284号	一部改正 自環第 284号
自整第 229号	自整第 229号
平成8年12月20日	平成8年12月20日
一部改正 国自総第 9号	一部改正 国自総第 9号
国自整第 7号	国自整第 7号
平成13年 4月20日	平成13年 4月20日
一部改正 国自総第 512号	一部改正 国自総第 512号
国自整第 212号	国自整第 212号
平成15年 3月11日	平成15年 3月11日
一部改正 国自総第 441号	一部改正 国自総第 441号
国自整第 152号	国自整第 152号
平成17年 2月 1日	平成17年 2月 1日
一部改正 国自総第 17号	一部改正 国自総第 17号
国自整第 6号	国自整第 6号
平成18年 4月14日	平成18年 4月14日
一部改正 国自総第 338号	一部改正 国自総第 338号
国自整第 97号	国自整第 97号
平成18年10月 6日	平成18年10月 6日
一部改正 国自安第 115号	一部改正 国自安第 115号
国自整第 89号	国自整第 89号
平成21年11月20日	平成21年11月20日
一部改正 国自安第 153号	一部改正 国自安第 115号
国自整第 176号	国自整第 89号
平成25年 9月20日	平成21年11月20日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車事故報告書の記入等の取扱いについて

第1 (略)

第2 集計及び報告

1 (略)

- 2 事故の発生状況については、翌月末までに自動車事故情報システムに入力すること。  
なお、規則第2条第11号又は第12号に該当する事故その他の構造・装置の故障に起因する事故において、事故報告時に事故の要因が明らかになっていない場合や調査中の場合等には、事故の原因（推定原因を含む。）について事業者や関係者等への問い合わせ等により情報を収集し、自動車事故情報システムに入力すること。また、事故の原因（推定原因を含む。）を判断した者（自動車製作者・県警等）についても入力すること。

第3 その他

- 1 規則に該当しない事故は報告させないこと。  
なお、事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故があった日から30日を超えた日において、当該事故が原因となって規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。
- 2 事故の発生当時に、事業者等がやむを得ない事由により、当該事故により負傷した者が規則第2条第3号に掲げる重傷者又は同条第7号に掲げる傷害を受けた者に該当することを知らなかった場合であって、当該事故があった日から30日を超えた日において新たにこれらに該当することを知った場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。

附 則（平成25年9月20日付け国自安第153号、国自整第176号）  
改正後の通達は、平成25年9月20日から施行する。

自動車事故報告書の記入等の取扱いについて

第1 (略)

第2 集計及び報告

1 (略)

- 2 事故の発生状況については、翌月末までに自動車事故情報システムに入力し、自動車交通局に設置している自動車事故情報システム用サーバーヘデータの搬出を行うこと。  
なお、規則第2条第11号又は第12号に該当する事故その他の構造・装置の故障に起因する事故において、事故報告時に事故の要因が明らかになっていない場合や調査中の場合等には、事故の原因（推定原因を含む。）について事業者や関係者等への問い合わせ等により情報を収集し、自動車事故情報システムに入力すること。また、事故の原因（推定原因を含む。）を判断した者（自動車製作者・県警等）についても入力すること。

第3 その他

- 規則に該当しない事故は報告させないこと。  
なお、当該事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故が原因となって、同規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。  
(新規)

# 本通達改正後の自動車事故報告書の取扱いについて

事故発生日

事故発生日  
から30日

(現行) 原則として事故発生日から30日以内に報告書を提出



報告規則に該当

提出



状況変化により  
報告規則に該当

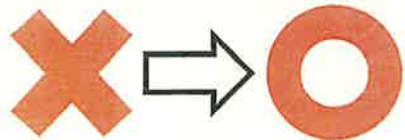
提出



遅滞なく  
状況変化により  
報告規則に該当

提出

今回の通達改正により、事故発生日から30日を超えた日において新たに重傷者等に該当することを「知った」場合について、その時点から遅滞なく報告書を提出できるよう措置



重傷者等に該当するの不明

遅滞なく  
重傷者等に該当  
することを把握

提出